

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

事業団内の女性の活躍に関する状況に関して、状況把握、課題分析を行い、解決に向けての行動計画を以下の通り策定いたしました。

1. 計画期間      平成28年4月1日～平成33年3月31日
2. 課      題      (1) 男女別継続勤務年数に差が見受けられる  
                  (2) 継続勤務年数がさらに伸びるよう、職場風土の環境を整備する。
3. 内      容

目標    5年間で男女別継続勤務年数の差異をなくすように取り組む。

<対策>

- ・平成28年 6月～      継続就業期間延長に取り組むことを所信表明し、現場に掲示し周知する
- ・平成28年11月～      継続就業期間延長を達成するべく、課題解決に向けたアンケート等の調査を実施する
- ・平成29年 4月～      女性が活躍できる職場であり、積極的に取り組んでいることを、就職案内パンフレットに掲載し周知する
- ・平成30年 4月～      調査した内容を精査し、必要な研修を適時実施する